

負債と資本の区分をめぐる会計上の問題

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

IASBは、2018年6月にIAS第32号の金融商品の分類に関し、企業の経済的資源を引き渡す「時点特性」と「金額特性」の2つの基準に基づき金融商品を負債と資本とに区分する新たな提案を行い意見募集をした。

新たな提案は、大きな議論となっていた自社株によって決済するデリバティブ金融商品の固定対固定の条件や資本性金融商品のうち資本に区分しない商品に関し、首尾よく説明できるようにするための基準にすぎない。

協同組合陣営等からは「金額特性」という新たな基準の導入がIFRIC第2号の取扱いに影響が及びかねないという懸念が表明されているほか、多くの国における協同組合の出資は依然として負債に分類されてしまう問題は未解決のままとなっている。

議論が収れんしない背景には、IAS第32号における負債と資本の区分の整理にIASBの概念フレームワークにおける負債確定アプローチとは矛盾する要素を持ち込まざるをえないところにある。

負債と資本の区分は、本来、主として法的な性格に応じた区分であり、議論を収れんさせ、あらゆる法人に適用できる基準を確立しようとするならば、法的な性質によって区分する以外にはない。

わが国では、IAS第32号に相当する国内基準の検討は進められていないが、仮に検討する場合でも既存の基準ありきでの導入上の問題の有無を中心にするような検討であってはならず、会計のあり方の基本に立ち返った議論が求められる。

目 次

はじめに

1 新提案の概要

—FICE DP (DP/2018/1) のポイント—

2 現行基準の概要

- (1) 概念フレームワークとIAS第32号
- (2) プッタブル金融商品の例外
- (3) IFRIC / 2 について

3 新たな提案に至るまでの主要な経過

4 新たな提案で何が変わるのか

5 わが国の関係団体と協同組合陣営からの意見

6 なぜ議論が収れんしないのか

7 問題の解決に向けて

おわりに

はじめに

IASB（国際会計基準審議会）は、昨年6月、2019年1月7日を意見募集の期限とするディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品（Financial Instruments with Characteristics of Equity）」（DP/2018/1）を公表した（以下「FICE DP」という）。このFICE DPでは、IAS第32号（金融商品：表^{（注1）}示）における金融商品の負債と資本の区分に関し、新たに金融商品の発行者の観点から企業の経済的資源を引き渡す義務に関する履行の時期（timing）と金額（amount）の2つに焦点をあてて区分するという案が提案されている。今回は、協同組合の出資金に関する解釈指針であるIFRIC第2号「協同組合に対する組合員の持分および類似の金融商品」（以下「IFRIC/2」という）とブッタブル金融商品の例外を定めた規定についてはとくに論点になっていないため見直さないことになっているが、そもそも現行の基準そのものが協同組合にとっては受け入れ難い内容である。

IFRIC/2に基づき対処してきたEUの協同組合にとっては、新たな基準の導入に伴い、今後の議論によっては現行の取扱いが変更を迫られかねない懸念もあるのに加え、ほとんどの国の協同組合にとっては新たな提案が何らの解決ももたらすものでないことから、ICA（国際協同組合同盟）を含め協同組合陣営からは批判的な意見書が提出されている。

本稿では、新たな提案のポイントを概説するとともにその問題点を検討し、20年近くにもわたる議論を経てもなぜ解決をみないのか、解決する方法がないのかについて考えてみたい。

（注1）IAS第32号は、1995年に採択され、その後部分的な改正を経て、現行の基準は03年に改訂されたもので、その後も数次にわたる部分的な改正がなされ現在に至っている。

1 新提案の概要

—FICE DP（DP/2018/1）のポイント—

^{（注2）}
IAS第32号によると、金融商品の発行者は、その金融商品またはその構成部分につき当初認識時において法的形式ではなく、契約の実質ならびに金融負債および資本性金融商品の定義に従い、金融負債または資本性金融商品に分類しなければならない（IAS/32、15項・18項）こととされている。

FICE DPでは、非デリバティブ金融商品については、それが次のいずれか、または双方の性質を含んでいる場合には、金融負債として分類することになるとしている（IN10）。

①清算時以外の所定の時点に現金または他の金融資産を移転することを回避することができない契約上の義務（timing feature＝以下「時点特性」という）

②企業の利用可能な経済的資源とは独立した金額となることを回避することができない契約上の義務（amount feature＝以下「金額特性」という）

この考え方によって金融商品がどう分類

されるか、その概略を図示すると第1表のようになる。

「時点特性」は、所定の時期に企業が支配義務を履行するために十分な利用可能な経済的資源（流動性と十分なキャッシュ・フロー）があるかどうかを財務報告の利用者が評価・判断することに資するためであり、企業の「利用可能な経済的資源」とは、いふなれば資産から負債を控除した後の残余資産を意味するもので、したがって「金額特性」は、貸借対照表のソルベンシーおよび投資へのリターンに焦点をあてたものといわれている。

この新たな提案による定義では、清算時以外の時点（清算時をどのようにとらえるかも論点の一つ）において払戻し義務を有している協同組合の出資持分は、依然として負債であることに変わりはない。

このIASBの新たな提案と問題点に関しては、提出された協同組合陣営からの意見を紹介した後で述べることにし、次に、現行の国際会計基準における負債と資本の

区分の定義と協同組合の出資に関する取扱いの概要について説明しておこう。

（注2）金融商品（a financial instrument）とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう（IAS/32、11項）。したがって、協同組合の出資（契約）もここである金融商品となる。ただし、株式と異なり協同組合の「出資」は有価証券ではなく、日本では用語も含め株式と概念が異なるので、理解のしかたも国や当事者によって同じではないように思われるところがあり（持分の払戻しの概念と出資の払戻しの概念の違いなど）、議論が混乱する要素の一つとなっているように思われる。

2 現行基準の概要

（1）概念フレームワークとIAS第32号

国際会計基準（IFRS）においては、IASB^{（注3）}の概念フレームワーク上、貸借対照表の貸方は、負債と資本とに区分することとされ、資本は、資産から負債を控除した残余持分と定義されている（IASB（2018a）4.63項）。

一方、負債の定義は、過去の事業に起因して経済的資源を移転する企業の現在における義務であり、その義務は企業にとって

第1表 金融商品の分類

金額特性 (amount feature) 時点特性 (timing feature)	発行企業の利用可能な経済的 資源から独立した金額に 関する義務の存在	左の義務が存在しない
清算時以外の一定の時期に 経済的資源を引き渡す義務 の存在	負 債 (普通社債など)	負 債 (公正価値で償還可能な株式等)
清算時にのみ経済的資源を 引き渡す義務の存在	負 債 (固定金額の現金に対しその 価値が等しくなるよう変動数 の自己株式を引き渡す義務 を負う転換社債など)	資 本 (普通株式など)

資料 IN11から作成

回避することが事実上できないものとなっている（同4.26項）。

これに対し、IAS第32号は、「金融商品とは、一方の企業^(注4)にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう」（IAS/32、11項）と定義したうえで、金融負債を以下のように定義し、資本性金融商品（an equity instrument）とは、企業のすべての負債を控除した後の残余持分（a residual interest）を証する（evidence）契約であるとしている（同項）。

①次のいずれかの契約上の義務

①a 他の企業に現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務（例えば、未払金など）

①b 金融資産または金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務（例えば、売建オプションなど）

②自己の資本性金融商品によって決済され、または決済することができる契約のうち、次のいずれかであるもの

②a デリバティブ以外で、自己の可変数の資本性金融商品を交付する義務を負い、または交付する義務を負う可能性があるもの（例えば、帳簿価額と等価値の自己の株式で償還できる金融商品など）

②b 自己の資本性金融商品を含むデリバティブ契約で、固定額の現金その他の金融資産と自己の固定数の資本性金融商品とを交換する以外の方法で決済されるか、またはその可能性があるもの

（例えば、自己の株式を利用して純額決済される売建オプションなど）。このため、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性商品を取得する権利、オプションまたは新株予約権は、企業が当該権利、オプションまたは新株予約権をデリバティブ以外の同一クラスの企業自身の資本性金融商品の現在の所有者のすべてに比例的に提供する場合には、資本性金融商品である。また、企業自身の資本性金融商品には、IAS第32号16A項および16B項に従って資本性金融商品に分類されるプットブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産に対する比例的な取分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品でIAS第32号16C項および16D項に従って資本性金融商品として分類されるもの、または企業自身の資本性金融商品の将来の受取りまたは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

例外として、次に述べるように、金融負債の定義を満たす金融商品がIAS第32号の16A項および16B項または16C項および16D項の特徴と条件をすべて満たしている場合には、当該金融負債は資本性金融商品として分類される。

(注3) 概念フレームワークは、個別の会計基準を設定するための基準ともいべきもので、IASBにかぎらないが、その基本的役割は、一般に資金の調達や運用を目的とする証券・金融市場に参加する市場参加者（とりわけ投資家）を前提として、目的や基礎概念をあらかじめ設定し、それに基づいて規範的なアプローチに基づく演繹法によって、整合性のとれた会計の基礎概念の体系を明文化しようとしたもので、それは会計

基準設定者の考える理想的な姿を示したものであるといえる(岩崎(2015) 67頁)。しかし、IASBの概念フレームワークは、純粋理論ではなく、特定の会計観に立脚しており、それは会計公準→会計理論→会計原則→会計処理・会計表示といった伝統的な会計理論の基礎、背景にある会計観とは異なっている。

(注4) ここに「企業(entity)」とは、個人、パートナーシップ、法人、信託および政府機関を含んだ概念である。また、「契約(contract and contractual)」とは、その形式を問わず、必然的に一定の経済的な結果を伴うことになる複数当事者間の合意をいう。

(2) プッタブル金融商品の例外

プッタブル金融商品とは、現金または他の金融資産を対価として当該金融商品の発行者に売り戻す権利をその保有者に与えているか、不確実な将来の事象が生じ、または当該金融商品の保有者の死亡もしくは退社が発生したときに自動的に売り戻される金融商品をいい(IAS/32、11項)、したがって協同組合の「出資」は、このプッタブル金融商品の一種となる。^(注5)

この、プッタブル金融商品は、発行者がその保有者に現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を含んでいるため、通常、金融負債として分類されることになるが、例外として、その金融商品がIAS第32号の16A項および16B項または16C項および16D項の特徴と条件を満たしている場合には、資本性金融商品として分類される。

しかし、例外的であるため、その要件は厳格かつ限定的なものとなっている。すなわち、プッタブル金融商品は、次の要件のすべてを満たした場合にはじめて資本として分類される(IAS/32、16A項)。

①当該金融商品の保有者に対し、企業の

清算時に当該企業の純資産に対する比例的な持分(取分)権を与えているものであること。

②当該金融商品が他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること、すなわち最劣後の権利であること。

③他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が、同一の特質を有していること。これは、例えば、それらはすべてプッタブルでなければならない、買戻しまたは償還価格の計算に用いられる算式その他の方法がそのクラスのすべての金融商品について同じでなければならないことを意味する。

④発行者が現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻しまたは償還をする契約上の義務を別にして、当該金融商品が、現金または他の金融商品を他の企業に引き渡す契約上の義務を含まず、また企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産または金融負債を交換する義務を含んでおらず、かつ、金融負債の定義の②にあるとおり(46頁参照)企業自身の資本性金融商品で決済されるか、またはその可能性のある契約でないこと。

⑤当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に純損益、認識されている純資産の変動または当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済

もしくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に基づいていること。

さらに、プッタブル金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、以上の要件をすべて満たすことに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品または契約を有してはならないことになっている（IAS/32、16B項）。

①純損益、認識されている純資産の変動または企業の認識済もしくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品または契約の影響を除く）に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額、および

②プッタブル金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限ないしは固定する効果

この条件を適用する際には、企業は、IAS第32号の16A項に規定する金融商品の保有者との非金融契約で、非金融商品の保有者と発行企業との間に生じるかもしれないこれと同等の契約の契約条件と類似した契約条件を有するものを考慮してはならない。そして、当該企業がこの条件を満たしていると決することができない場合には、当該プッタブル金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。このことはつまり、企業の所有者以外の立場での金融商品の保有者との取引は、プッタブル金融商品の例外的取扱いを検討する際には考慮しないことを意味している。

なお、IAS第32号の16C項および16D項は、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取分

を引き渡す義務を含んだ金融商品についての定めで、これは企業の清算が確実であり、清算をコントロールできない場合、例えば有期の事業体等における金融商品の発行企業にとって現金その他の金融資産を支払う回避不能の契約上の義務についてのものであるが、その要件は上のプッタブル金融商品に対する要件に類似する要件を規定したもので、協同組合が存立期間を定めている場合や一定のパートナーシップの場合を想定したものである。

（注5）わが国の会社法は、閉鎖会社であれ公開会社であれ、少数株主の保護のために一定の場合には株主による発行会社に対する株式の買取請求権が認められており、現行基準では条件によって負債となるか資本となるかの取扱いが異なることになろうが、これに関しての説得力のある説明が見受けられない。

（3）IFRIC / 2 について

このIFRIC / 2 は、協同組合等の組合員の出資持分が負債に分類されることになることに関し、IAS第32号の原則の適用指針を定めたものである。この指針では、次の点を明確にしている。ただし、これは協同組合にとっては、オープン・メンバーシップの原則に抵触しかねない性格を含むもので、いわばIFRSを適用するに際しての妥協の産物だといえる。

①その償還を請求できるという協同組合の組合員の出資持分を含む金融商品の保有者の契約上の権利は、それ自体では金融負債を生ぜしめるものではない。協同組合等は、金融負債に分類すべきか、資本に分類すべきかを判断する場合には、

金融商品のすべての条項や条件を検討しなければならない。これらには、分類日で有効な関連する国内法、規則および協同組合等の定款を含むが、法令、規則または定款の将来の改正については想定していない（第5項）。

②組合員の出資持分は、組合員が償還を請求する権利を有していない場合、第7項および第8項（下記参照）に定める条件のいずれかが存在する場合、IAS第32号の16A項および16B項（前述を参照）または16C項および16D項（清算時にのみ資産の比例的な取分を引き渡す義務を含む金融商品）のすべての性質と条件を満たす場合には、資本である（第6項）。

③協同組合等が組合員の出資持分の償還を無条件に拒否できる権利（an unconditional right to refuse redemption of the members' shares）を有している場合には、当該出資持分は資本である（第7項）。

④国内法、規則または協同組合等定款が組合員の出資持分の償還に関して、例えば償還を無条件に禁止する、または流動性を基準に償還を禁止するなど種々の禁止を課すことができるようになっている。償還が国内法、規則または協同組合等の定款で無条件に禁止されている場合には、組合員の出資持分は資本である。しかし、単に、例えば流動性の制約があるなどの条件が満たされた（あるいは満たされない）といった条件のみで償還が禁止される条項があることによって組合員の出

資持分が資本に分類されることにはならない（第8項）。

⑤無条件の禁止というのは、すべての償還が禁止されている点で絶対的な場合がある。無条件の禁止でも、償還により組合員の出資持分の数や払込済出資の金額が一定の水準を下回ることになるところには禁止されるという、部分的である場合がある。部分的な禁止の場合、協同組合等が第7項にいう無条件に償還を拒否できる権利を有していない、または例外的プットブル金融商品または例外的精算時償還金融商品（IAS/32の16A項および16B項または16C項および16D項）の条件を満たし資本として分類される場合を除き、償還を禁止している部分を超過する組合員の出資持分（例えば、最低出資額を超過する部分）は、負債となる（第9項）。

3 新たな提案に至るまでの 主要な経過

資本の性質を有する金融商品に関するプロジェクトは、最初はFASB（米国財務会計基準審議会）単独で開始された。FASBがこの議論に携わることとなったのは、古く1986年発足の金融商品プロジェクトまで遡る。このうち、負債・資本プロジェクトが最初に公表した討議資料は90年であったが、議論は一時中断し、2000年に入って新たな公開草案が発表され、その内容の一部は03年にSFAS第150号（負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計）として公表された。こ

のSFAS第150号は、強制的な償還義務のある金融商品は、負債であるとしたことから、全国協同組合事業協会（National Cooperative Business Association）等を中心にロビー活動が展開され、同年の11月にはSFAS第150-3号により、償還義務のある協同組合を含む非営利法人の資本性金融商品に対するSFAS第150号の適用は無期限に延期されることとなった。

その後、負債と資本の区分の問題につき、FASBとIASBは、02年のノーウォーク合意に基づくIFRSと米国会計基準の中長期的なコンバージェンス（収れん）の一環として、06年の両者の覚書（MoU）に基づき、両者の共同プロジェクトとして検討を進めることとした。

この共同プロジェクトの結果は、08年2月に公表されたディスカッション・ペーパー「Financial Instruments with Characteristics of Equity（資本の特徴を有する金融商品）」となったが、その後議論は紛糾し、他のプロジェクトを優先させる必要性や人的不足等を理由に、10年10月の議論を最後に共同プロジェクトは中断されることとなった。

その後、12年10月には、IASBの単独プロジェクトとして、概念フレームワーク（前掲（注3）参照）のプロジェクトの構成領域として取り扱うこととなり、17年末に向けディスカッション・ペーパー（DP）を発表すべく再度議論を開始することになった。予定よりも半年ほど日程がずれ込んだが、冒頭に述べたように昨年6月にはディスカ

ッション・ペーパー（FICE DP）の形で検討結果の案が公表された。

紙幅の都合上、今回の提案に至るまでのプロジェクトの検討・議論の経過、内容については説明を省略せざるを得ないので、後掲の参考文献、とくに02年のIAS第32号の修正案からIFRIC/2に至るまでのEUにおける議論・対応の経過等については、Dettileux & Naett（2005）を、共同プロジェクトによるディスカッション・ペーパーの公表と意見募集に至るまでの経過と各国の協同組合陣営の対応については、重頭（2008）を、同ディスカッション・ペーパーに対して提出された意見の分析については、Maglio, Agliata & Tuccillo（2017）を、今回の新たな提案前までの検討内容と経過に関しては、池田（2015b, 2016）、石田（2015, 2018）等を参照願いたい。また、徳賀（2014）は、負債と資本の区分に関する基本的論点についての洗い出しを行っているので併せて参照願いたい。

4 新たな提案で何が変わるのか

FICE DPにおけるIASBの提案は、その説明によれば、現行のIAS第32号に基づく分類結果を大きく変えることなく、負債と資本に区分する原則を明瞭にすること、そして単に区分だけではなく表示と開示を通じて提供される情報の価値を高めるとともに、分類の要件、とりわけ金融商品の交換において交換される金融商品の一つが自己

株式である金融商品（自己株式に関するデリバティブ）である契約上の権利・義務に関する要件について一貫性、完全性および明瞭性の改善をはかるというものである。

したがって、協同組合の出資に関しては、新たな変更を加える提案は行われておらず、前述のとおり協同組合の出資に関する解釈指針であるIFRIC/2およびプッタブル金融商品である協同組合等の出資を負債ではなく例外的に資本として取り扱う要件（IAS/32、16A・16B項）については、検討を先送りしている。

しかし、IFRIC/2の要件、この取扱いは03年のIAS第32号改訂の結果を受けた後の折衝による妥協の産物であり、一部の国における実務対応としてはともかく協同組合のアイデンティティを理論的には損ねるものであり、また例外的プッタブル金融商品として資本に分類されるためには脱退等一定の場合に償還される金額が純資産に対する比例的な持分（取分）権を保障されたものでなければならないとされているため、多くの協同組合の出資は依然として会計上負債として取り扱われるという問題が残っている。

ところで、今回の提案の新たな要件を適用した場合に、現行のIAS第32号を適用したときは異なる可能性のあるものがいくつかある。例えば、代表的なものをあげると、現行IAS第32号のもとでは、累積型永久優先出資（株式）など、固定額かつ累積型の配当の支払義務がある金融商品は、そうした義務があったとしても期限を特定せ

ずに支払いを繰り延べる無条件の権利を持つ場合には、資本に分類されるが、新たな要件では負債に分類される。それは当該商品の価額（支払うべき金額）が発行企業の利用可能な経済的資源とは独立した要素によって決まるものだからである。

次に、新たな要件のもとでは、自己株デリバティブで、固定額の現金その他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品とを交換する、いわゆる固定対固定の条件（fixed-for-fixed condition）を満たす場合には、当該デリバティブ商品を全体として資本性金融商品に分類し、そうでない場合には、金融資産または金融負債に分類する。これは当該商品の価値変動のリスクが株式の価値変動リスクと同じであり希薄化も生じないため、「金額特性」である企業の利用可能な経済的資源から独立したものではないからである。現行のIAS第32号のもとでは、株主が所有している株式数に基づいて当該株主に対してのみ発行する外貨建ての権利、オプションおよびワラントについては、外貨の固定額との交換であっても例外として資本として取り扱っているが、その決済額が企業の利用可能な経済的資源から独立した指標である為替変動を反映したものとなるので、負債となる。

5 わが国の関係団体と協同組合陣営からの意見

FICE DPに対しては、128通の意見書が世界中から寄せられている。IASBでは、今

年中にこれら意見を分析し、今後の方向性を固める予定になっている。

わが国の企業会計基準設定主体であるASBJ（企業会計基準委員会）は、FICE DPではこれまで適用上の課題とされてきた固定対固定の条件の明確化や経済的強制の課題への対応の一部にとどまっており、とくに「金額特性」に関しては分類の結果を説明するのに十分でない可能性があることを指摘し、幅広い請求権に対し整合的な考え方が適用できるよう検討を進めるべきだとしている。

また、日本公認会計士協会は、「時点特性」を有する請求権を例外なくすべて負債とするのであれば、プッタブル金融商品については例外処理を継続すべきではなく、仮にプッタブル金融商品を資本とする処理を継続する必要があるのであれば、むしろ「金額特性」の要件のみで負債と資本を区分するアプローチによることが妥当なのではないかという観点からIASBの選好するアプローチ自体を見直すべきであるとの意見を提出している。また、「時点特性」の要件で用いている「清算時における契約上の義務」という概念につき、当要件を用いるうえでいつが「清算」にあたるかの判定が重要と考えられるものの、IAS第32号においても「清算時」がどの時点を示す概念なのかについて明確な指針を示しておらず、実務上、「時点特性」を満たしているものと満たしていないものを明確に区分できるようにするため、「清算時」の概念を明確化することが必要だとし、さらに「金額特性」

の要件に用いられている「企業に利用可能な経済的資源」の表現は、解釈が難しく、実務への適用上混乱を引き起こす恐れがあり、表現の明確化をはかる必要があると考へるとしている（これらと同趣旨のことはASBJの意見書でも言及）。

今回は、わが国の協同組合関係団体からの意見書は提出されていないが、EUの協同組合関係団体から出されている意見書では何を問題視しているか、その概要をみておこう。

EUでは、05年からEUの規制市場に上場する企業の連結決算についてはIFRSが導入されており、協同組合もその例外ではないことから04年には前述のIFRIC/2が公表された。EUにおいては、クレディ・アグリコル、EACB（欧州協同組合銀行協会）、DGRV（ドイツライフアイゼン協同組合連盟）、Cooperatives Europe（ヨーロッパ協同組合地域本部）、Copa Cogeca（欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会）およびICAは、それぞれIFRIC/2がIAS第32号のもとでの協同組合の資本を考える場合のモデルであるとし、EU金融機関の自己資本規制においてもIFRIC/2が前提の枠組みが構築されていることもあり、これらすべての団体が「金額特性」が不明瞭で、IFRIC/2の考え方と不整合であることを指摘するとともに、IAS第32号自体にIFRIC/2を組み込むことを求めている。金融機関の規制当局であるEBA（欧州銀行規制当局）とバーゼル委員会（Basel Committee on Banking Supervision）の意見書もこれと同じスタンスである。

ICAは、EUだけの組織ではないので、他の団体と異なって、協同組合についてのプットブル例外は維持することが必要だが、例外の要件は、協同組合の実際の出資の性格とは矛盾するものを前提にしていること、また資本は、残余の概念でなく積極的に定義すべきこと、議決権が資本性金融商品に分類する基準として最良であるなど、世界の協同組合一般の視点から意見を述べている。

ところで、IFRIC/2によって、組合員の出資が資本に分類されるのは、企業（協同組合）が組合員の出資の償還を拒むことができる無条件の権利を有している場合、および法令・定款により償還を禁止することができるようになっていない場合、または組合員の出資がIAS第32号のプットブル例外規定の要件のすべてを備えている場合となっている（IFRIC/2第6項）。したがって、「金額特性」によってプットブル例外の要件に影響が及ぶことはあってもIFRIC/2に直接影響が及ぶことはないように思われるが、「金額特性」が新たに加わることで影響が及ぶ懸念も払拭しきれない。

6 なぜ議論が収れんしないのか

IASBの概念フレームワークに従って負債の定義を機械的に適用すれば、負債の定義に合致するものが負債になり、負債の定義に合致しないものが持分になるので、問題は簡単に解決するかのように見える。

しかし、実際には、負債と資本の区分が困難な金融商品が多く存在している。法律上は株式であるがその種類によってはむしろ社債の性格に近い株式もあるし、逆に永久債である社債は償還期限が存在せず返済義務がないという点で株式に近い。

したがって、問題は両者を隔てる基準ということになるが、株式にも性格の異なるものが多く存在し、各国の法律も異なる以上、財務諸表の比較可能性という視点では法律上の形式でもって判断すべきでないのは当然であろう。しかしながら、当該商品の法律上の形式はともかくとして負債と資本が区別されるのは、会計上は、損益計算上の利益が異なるから（山田（2016）25頁）であり、それは主として法律的な性格（法律関係）が違うから（新井・川村（2018）39頁）にほかならず、単に経済的な実質のみで基準を設定するのは困難であろう。

負債と資本の区別の問題を解決する方法として負債と資本を区別しないという考えもあり得るが、そうすると利益の概念も不明になってくるうえ現行の制度と大きく異なってくる。また、現行の負債と資本以外の第3の区分を設けるという案もあり得るが、問題が複雑になるだけで、これらはいずれも支持されておらず、負債と資本の2つに区分することを前提にこれまで議論がされてきている。

さて、IASBの概念フレームワークにもどり、概念フレームワークにおける定義から出発しよう。それによると負債（liability）とは、過去の事象の結果として経済的資源を

移転する企業の現在の義務で（IASB（2018a）4.26項）、負債であるためには①企業が義務を負っていること、②その義務は経済的資源を移転しなければならない義務であること、③その義務は過去の事象の結果として存在する現在の義務であること、という3つの基準のすべてを満たすものでなければならない（同項）。そして、資本（equity）とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である（同4.63項）と、差額ないし純額概念として規定している。

また、持分請求権（equity claim）とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分に対する請求権である（同4.64項）。いいかえると企業に対する請求権のうち、負債の定義を満たさないものであるが、当該請求権は契約、法律および類似の手段によって設定されることになる（同項）。

この概念フレームワークの定義に従うかぎり、資本ないし持分は企業からみた場合の経済的資源の移転の義務の有無だけであり、「清算時における請求権の優先・劣後の関係や、法律上株式であるか否かという要件は、負債・持分の区分とは無関係」（池田（2015a）37頁）ということになるはずである。このため、現金により決済される義務は負債とされるが、自己持分商品（自社株）によって決済される義務は、それが経済的資源を移転する義務ではないため資本とされることになる。

ところが、IAS第32号は、概念フレームワークに従った区分の原則に対し、例外を

設けている。その代表が自己の持分商品で決済される義務についての例外であり、固定数の現金または金融資産と固定数の自己持分商品を交換する、いわゆる固定対固定の条件を満たすものにかぎり資本とし、それ以外は負債としている（IAS/32、16項）。その理由は、当該金融商品の保有者の請求権が自己持分商品のリスクとリターンとは異なり、自己持分商品は単なる決済手段として使用されているにすぎないと考えられているためのものである。しかし、これは概念フレームワークの考え方と矛盾するものであり、負債と資本の区分に、別の概念を持ち出すという点で不徹底であると同時に理論的ではないことになる。

また、会計主体としての企業をその出資者とは独立した存在としてとらえるかぎりは、すべての請求権は企業に対してその経済的資源を引き渡す権利を有していることになるので、問題は請求権を行使し得るタイミングと条件ということになるはずである。ゴーイング・コンサーンを前提とするかぎり、企業にとって解散・清算以外にその経済的資源を引き渡す義務を負うものは負債となりそれ以外は資本ということになるはずで、資本性金融商品の保有者間における権利の優先・劣後の関係を問わずに資本として区分すべきことに理論的にはなろう。

今般のFICE DPによる「金額特性」は、現行の固定対固定の条件を満たす金融商品にかぎり資本としていることの説明と次の累積型の優先株（出資）等を資本から排除

する理屈として考えられたもののようで、対症的な整理にとどまり理論的なものだとは思われない。

これとは全く性格を異にする例外として、プッタブル金融商品である協同組合等の出資に関する規定が設けられている（IAS/32、16A-16D）。この例外規定が設けられているのは、資金調達的大部分がプッタブル金融商品によって行われている企業にあっては、負債の定義をそのまま適用するとバランスシート上、資本のない企業がでてしまうことや、協同組合の出資のように最劣後の請求権でありながら、これを負債にしてしまうと当該負債の帳簿価額の変動が純損益に認識されることになり、そうすると企業（協同組合）の業績が良いときには、当該負債の決済金額の現在価値が増加して損失が認識され、企業の業績が悪いときには、当該負債の決済金額の現在価値が減少して利益が認識されるという、直観に反した会計処理になるなどの懸念があるからだとしている（IAS（2010）BC50項）。

いずれにしても、これまでの大きな争点は、自社株式で決済する義務の扱いと償還義務を負った株式等（株式以外の出資なども含む）の扱いであり、20年近くにわたり議論が紛糾し収れんしない理由には、概念フレームワークにおいては、負債をまず確定し資本をその残余とするいわゆる負債確定アプローチを採用している一方で、IAS第32号の議論では持分確定アプローチという、違う考え方も併用して負債と資本の区分の議論をせざるを得ず、またしているとこ

ろにあるように思われる。そうだとすれば、このまま基準を精緻化したとしても首尾一貫した論理によって論点を整理することはまず不可能であり、最終的には概念フレームワークにおける「経済的資源を引渡す義務」という負債の概念自体の妥当性も問われることになろう（山田（2016）32頁）。

7 問題の解決に向けて

会計の役割は、大きくは「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる（石川（2014b）36頁）。これは、会計の機能である「情報提供機能」と「利害調整機能」として論じられてきたものであるが、利害調整は、株主の有限責任を前提にした会社の株主と債権者の利益調整を目的とした発生主義に基づく資本取引と損益取引の区分と利益配当の規制等のために必要なものであり、従来の伝統的な会計が主として担ってきたものである。

現代の財務会計の目的に関しては、会計情報の役割がもっぱら資本市場の投資家の意思決定に対して有用な情報を提供することにあるという見方に立脚（辻山（2013）168～169頁）して、財務諸表の投資意思決定有用性に関する議論がされてきている。IASBの概念フレームワークにおける考え方も同じであるが、一口に「投資家」といっても「投資家」としてどのような投資家を想定するかで、会計の議論が左右される。したがって、現代の金融経済を前提にした金融資本主義的な経済社会のもとでは、従来型

のいわゆる伝統的な事業投資とは異なる視点で投下資金の運用・回収がはかられており、それに応じて「会計基準の選択問題は大きく異なる結論に結びつく可能性がある」(同182頁)ということになる。

この問題は、「会社とは何か」「誰のための会計か」といったこととも関係する問題であり、その前提と立脚点が異なれば議論はかみ合わないものとなる。IASB等の検討・議論も国際的な市場で資金調達をする公開企業を前提にしたものであり、協同組合や所有者の存在しない非営利組織をも包含した会計理論に基づくものではない。国際会計基準というと「国際」という言葉の響きからは全世界に開かれた公平でクリーンなイメージを抱きやすいが、「会計基準は真水でもなければ純粹理論の産物でもない」(田中(2010) 39頁)ことを理解しておくことがまずもって必要であろう。また、重要なのは、投資家や与信者が企業に投資ないしは貸付けをする際、会計情報は、単にそのうちの一つの情報にすぎないということであり、会計が意思決定に必要なすべての情報を提供できるという錯覚が投資意思決定有用性に関する議論の大きな落とし穴になっている(渡邊(2014))ことも忘れてはならないであろう。

ところで、会計基準としては、あらゆる会計主体を包含した会計理論と会計基準ができることが望ましいといえるが、財務諸表に求められるものは、その利用者の利害関係が異なれば異なるのが当然である。IASBがいうように「財務情報が有用である

べきだとすれば、それは目的適合的で、かつ、表現しようとするものを忠実に表現するものでなければならない」(IASBの概念フレームワークの第2.4項)とするならば、ビジネス・モデルに応じて財務報告の目的適合性は異なるのであって、費用対効果も考慮したうえで、それぞれに最も適した会計基準を設けるべきだというのが筆者の基本的な考えである。そのための具体的な提案はここではできないが、ここではIAS第32号の負債と資本の区分をめぐる問題の解決策に関し、いくつかの代替的な選択肢を考えてみたい。

まず、概念フレームワークの負債概念を改めることなしには、とりわけ協同組合の出資に関連するプットブル金融商品を例外でないようにすることは論理的に不可能であり、例外としないのであれば資本を残余持分とするのではなく積極的に定義する以外にはないを考える。その場合、現行IAS第32号の固定対固定の条件は、「利益は株主のものである」という考えを前提にしたルール」(山田(2016) 31頁)といえるので、企業の利益の帰属先としての株主集団というものを措定し、利益の帰属先といえる内部の請求権に着目(同33頁)する考え方があり得るだろう。この考えは、IASBの資産負債アプローチ(もっとも上述のように資産負債アプローチで首尾一貫しているわけではない)に立った会計思考ではなく、わが国の伝統的な会計観であるいわゆる収益費用アプローチによる会計思考に合致している。

ただし、これも「内部の請求権」、いいか

えれば企業の実質的所有者の権利ということになるが、具体的に所有者を定義するのは必ずしも簡単ではない。また、協同組合を含め非営利法人の会計も包含する基礎的な概念になるかは疑問である。というのも利益の帰属先の集団という場合、株式会社の株主集団と同様な意味で、利益の帰属先の集団とは何かが一元的に定まらない可能性があるからである。利益の帰属者であるためにはその者に当該企業の利益の処分権があることが前提になると考えざるを得ないように思われるが、株式会社の「普通株式」のような金融商品とは異なって、協同組合の組合員の議決権は「出資」から導かれるものではなく、組合員たる地位そのものから導かれるものであるため定義することは易しいことではない。少なくともわが国の協同組合法制上は、出資は、組合員たる地位に基づく義務として引き受けたもので、かつ、農協法のように議決権を有さない准組合員の出資（その性格は正組合員のものと同一）があり、具体的に定義するとすると困難であることは理解できよう。前述のICAの意見書で、資本を残余の概念ではなく積極的に定義すべきというのはそのとおりとして、金融商品を資本に分類するための基準としては議決権というものが最良であろうという主張は、少なくとも日本の農業協同組合の場合にはあてはまらないし、議決権の有無は基準にはならないと考える。ちなみに、IFRIC/2は、協同組合の組合員の出資を企業の所有者持分（members' ownership interest in the entity）を証すもの

ととらえている（3項）。

したがって、清算前の経済資源の引渡し義務には、協同組合のような脱退等に伴う協同組合との財産関係の部分的清算としての持分の払戻しは、金融商品の償還や返済にはあたらないように負債の定義において明らかにするか、「金額特性」をより明瞭・精緻化して、「決済」のタイミングを問わず、その「金額特性」のみを負債と資本の区分にすることというのがまずは考えられよう（前述の日本公認会計士協会の意見も同じ）。これとの関係で、現行のプットブル金融商品の例外の要件は、その保有者の請求権が最劣後の請求権で、かつ、純資産に対してその保有する単位に応じた比例的取分権が与えられているものでなければならなくなっているが、FICE DPの立脚視点である企業側からの視点（from the perspective of the issuer）でいえば、最劣後の請求権であるか否かはさておき、純資産に対して出資者に比例的取分権があるか否かは負債と資本の区分とは本来無関係なものであるもので、整理が必要である。

また、「金額特性」との関係で、EUの協同組合関係者や会計基準設定主体で使用されている「額面による出資の償還ないしは払戻し」概念や用語、これは国により法人理論が異なるので不明であるが、協同組合の「出資」に「額面」という概念が存在するかまず疑問である。また、累積型の永久優先出資等のように法律上の権利としてその価額が企業の純資産と独立に定まるといったものとは性格が異なり、純資産の変動に

伴って協同組合の組合員の出資持分の価値（価値）は、その性質上は変動し、脱退等に伴って払い戻されるのは出資持分全部ではなく組合員が出資として払い込んだ金額が上限になっているにすぎないと考えれば、そのかぎりではFICE DPのいう「金額特性」と矛盾するものではないので、そのように整理すべきだろう。

なお、ICA等を含めEUの関係団体が、IFRIC/2のIAS第32号本体への組み込みを主張する背景はよくわからないが、「金額特性」を問題視しているところからすると、所有者持分であることのみ、したがって最劣後の請求権であることのみで整理することを求めているようにも思われる。

おって、この「金額特性」のみを基準に区分するということの意味を敷衍すれば、負債と資本の区分は、元来、主として法的な性質（株式か社債かといった法的形式という意味ではない）の違いによる区分であって、あらゆるビジネス・モデルの企業に適用可能な負債と資本の区分を考えるのであれば、この法的性質に応じて区分するのが最も妥当だと考える。すなわち、負債とは契約上（法令・定款の規定を含む）現時点で未確定であっても支払うべき金額が定まっており、債務の履行期において当該金額の債務を支払えないことが債務不履行という法的事実、したがって企業の資産に対する強制執行や企業の法的整理のトリガーとなる請求権であるか否かによるべきであると考え。

なお、バーゼルⅢ以後、金融機関のプルーデシアル・ルールと会計のルールを収

れんさせるような傾向が見受けられるが、両者はそもそも目的が違うのであって、両者を一元的なルールによって規整する理論的必然性もないというべきであるし、会計基準に政治的な力のバランスによってゆがみがもたらされるのを避けるためにも、分けて考えるべきである。

おわりに

IFRSには、基準を公定する特定の規制当局・団体等が存在せず、IFRSを採用するかどうかはそれぞれの国における所定の手続きに依拠することになるので、IFRSにおける負債と資本の区分の問題は、直ちにわが国の会計基準に影響が及ぶというものではない。

しかし、負債と資本の区分の問題は会計の根幹にかかわる問題であり、ASBJにおいて設定される会計基準は、07年8月のASBJとIASBとの会計基準のコンバージェンスに向けたいわゆる「東京合意」以降、IFRSの影響を強く受けるものとなってきているため、無関心ではいられない。

わが国におけるIFRSのエンドースメント手続は、IASBにより公表された会計基準等について、わが国で受入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除または修正」し、金融庁において指定する仕組みで、現時点では、IASBにより公表された会計基準等のすべてが指定され、結果として指定国際会計基準は、IASBにより公表された会計基準

等と同一なものとなっている。この指定国際会計基準は、10年3月31日以後に終了する連結会計年度にかかる連結財務諸表から適用することが可能となっており、16年3月31日以後終了する連結会計年度にかかる連結財務諸表からは修正国際会計基準（国際会計基準と一部わが国の実情に合わせて修正・削除した会計基準）を適用することができるようになっている。また、米国のSEC（証券取引委員会）に登録の上場企業については02年から米国の会計基準によることが認められている。

したがって、現在、わが国の金融商品取引所に上場している企業の連結財務諸表に関しては、4つの会計基準が存在している状況にある。したがって、IFRSに関し、日本に残されている選択肢は、アドプション（強制適用）の選択だけであるといえ、これはおそらく米国のSECの判断と無関係には判断できない問題なのであろうが、日本としては東京合意に従いIFRSとのコンバージェンスを進めれば良いのであって、その場合でも個別財務諸表の作成ルールまでIFRSに合わせることはない（田中（2010）248頁）。

いずれにしても、単体の財務諸表に任意であれIAS第32号を適用するとなれば、会社法（協同組合法等も含む）その他の制度との調整の問題が別途生ずるので、会計基準^(注6)の適用の是非だけの問題ではすまない。

IAS第32号に相当する日本の会計基準の検討は、まだ俎上にのぼっているわけではないが、「会計基準」の要請から会社法等の

法令を改めるというのは本末転倒であり、仮に検討するというのであれば、既存の基準ありきでの導入上の問題の有無の検討であってはならず、会計のあり方の基本に立ち返り、現状の財務報告のどこに現実的な問題があり、何のため、誰のために、どのように改める必要があるかの議論から始められなければならない。

（注6）単体財務諸表へのIFRSの適用と会社法上の問題については、秋坂（2009）、弥永（2012）等を参照のこと。

<参考文献>

- Detilleux, J.C. and C. Naett (2005) "Cooperatives and International Accounting Standards: The Case of IAS 32," *Recma*, no. 295, February.
- IAS (2010) "Basis for Conclusions on IAS 32 Financial Instruments: Presentation."
- IASB (2014) "IAS32 Financial Instruments: Presentation."
- IASB (2018a) "Conceptual Framework for Financial Reporting."
- IASB (2018b) *Discussion Paper (DP/2018/1): Financial Instruments with Characteristics of Equity*.
- Maglio, R., F. Agliata, and D. Tuccillo (2017) "Trend of IASB Project on the Distinction between Equity and Liabilities: The Case for Cooperatives and Continental European Firms," *Universal Journal of Accounting and Finance*, 5 (1) .
- PAAinE (2008) *Discussion Paper: Distinguishing between Liabilities and Equity*.
- 秋坂朝則（2009）「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』3月
- 新井清光・川村義則（2018）『新版・現代会計学』中央経済社
- 池田幸典（2015a）「負債と持分、および資本取引と損益取引はどのように区分すべきか」『経営総合科学』第103号、2月
- 池田幸典（2015b）「負債・持分概念を巡る混迷」『愛知経営論集』7月
- 池田幸典（2016）『持分の会計』中央経済社

- ・石川純治（2014a）「会計研究のあり方」『経理研究』第57号、3月
- ・石川純治（2014b）『揺れる現代会計』日本評論社
- ・石田万由里（2015）「金融商品の会計的特質」明治大学大学院 経営学研究科/2015年度博士学位請求論文
- ・石田万由里（2018）『負債と持分の区分』問題の評価基準』『経営経理研究』第111号、2月
- ・板橋淳志（2006）「条件付償還義務株式の会計処理について」『金融研究』8月
- ・岩崎勇（2015）「IASBの概念フレームワークについて—AAAのFASCの見解を中心として（2）—」『経済学研究』第82巻第2・3号、9月
- ・岩崎勇（2019）『IFRSの概念フレームワーク』税務経理協会
- ・川村義則（2004）「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』6月
- ・木下裕一（2009）「会計理論と企業会計基準との乖離—資本及び利益概念の歪みの是正へ向けて—」『経営政策論集』第8巻第1号、2月
- ・国際会計研究学会研究グループ（2016）『IFRSの概念フレームワークについて—最終報告書—』国際会計研究学会
- ・重頭ユカリ（2008）「欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況」『農林金融』6月号
- ・鈴木直行・古市峰子・森毅（2004）「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課題」『金融研究』6月
- ・田代樹彦（2009）「金融危機が会計基準のコンバージェンスに与えた影響の検討」『国際会計研究学会年報』2009年度
- ・田中弘（2010）『国際会計基準はどこへ行くのか』時事通信出版局
- ・辻山栄子（2103）「現代会計のアボリア」『早稲田商学』第434号、1月
- ・徳賀芳弘（2014）「負債と資本の区分」斎藤静樹ほか編『体系現代会計学第4巻—会計基準のコンバージェンス—』中央経済社、第9章
- ・広瀬義州（2013）「ビジネスモデルと会計」『早稲田商学』第434号、1月
- ・藤田幸男（2009）「会計とは何か」『商学研究』50巻1号、11月
- ・弥永真生（2012）「国際会計基準に関する会社法上の論点についての調査研究報告書」商事法務、3月
- ・山田純平（2016）「IASBにおける負債と資本の区別とその問題点」『国際会計研究学会年報』2015年度第2号
- ・渡邊泉（2014）『会計の歴史探訪』同文館出版

（あけだ つくる）

